

千葉県監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、定期監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

平成26年10月29日

千葉県監査委員	宮	下	公	夫
同	宮	原	清	貴
同	小	川	智	之
同	川	岸	俊	洋

26千総総第507号
平成26年10月16日

千葉市監査委員 宮下 公夫 様
同 宮原 清貴 様
同 小川 智之 様
同 川岸 俊洋 様

千葉市長 熊谷 俊人

監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成23年度監査報告第8号及び平成25年度監査報告第12号により報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別紙のとおり通知します。

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>(2) 支出事務</p> <p>イ 補助金の規定整備及び補助対象経費の内容確認を適正に行うべきもの（経済農政局）</p> <p>補助金等交付規則第4条によると、市長は、補助金等の交付の申請があったときは、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、交付の決定をすることとされている。また、補助金の執行事務の適正化について（平成14年3月1日付け財政部長通知）によると、補助金交付要綱で定める事項のうち補助金額算出に必要な基準として、補助対象とする具体的経費、補助率を明示することとされ、補助金額の算定については、交付要綱または予算に補助の限度額を定めた場合であっても、補助対象とする経費の項目及び項目毎の金額並びに限度額との関係を明らかにし、交付申請、交付決定、額の確定にあたっては、経費の用途状況等を確認する必要があるとされている。</p> <p>しかしながら、農林関係事業補助金については、交付要綱別表で規定する30事業のうち17事業において補助対象経費を事業の実施に要する経費とするのみで、補助対象とする具体的経費を明示していなかった。</p> <p>また、同補助金のうち、森林振興推進事業、休耕農地整備事業及び担い手確保対策事業については、補助額の算定にあたって経費の用途状況等を確認していなかった。</p> <p>農林関係事業補助金については、交付要綱に補助対象とする具体的経費を規定するとともに、経費の用途状況等を確認し補助金額の算定を適正に行われたい。</p>	<p>農林関係事業補助金については、平成26年4月1日までに順次、交付要綱を改正し、17事業のうち廃止された2事業を除き、補助対象とする具体的経費を明示した。</p> <p>また、森林振興推進事業、耕作放棄地整備事業（旧休耕農地整備事業）及び担い手確保対策事業（平成24年度をもって廃止）については、平成24年度実施分から領収書等により経費の用途状況等を確認し、補助金額の算定を行っている。</p>

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>(1) 収入事務</p> <p>ア 歳入の分割納付の承認に係る手続きを適正に行うべきもの（こども未来局）</p> <p>決裁規程別表第1によると、歳入の分割納付の承認に係る専決者は、課長、課内室長、担当課長、第一類及び第二類の事業所の長等とされている。</p> <p>しかしながら、子どもルーム利用料に係る分割納付の承認については、債務者から納付誓約書の提出を受けているにもかかわらず、決裁による手続きを行っていなかった。</p> <p>歳入の分割納付の承認に係る手続きについては、規程に基づき適正に行われたい。</p>	<p>歳入の分割納付の承認に係る手続きについては、決裁規程に基づき適正に行うよう所属長から職員に対して周知徹底し、平成26年度から専決者の決裁による手続きを行っている。</p>
<p>(3) 財産管理事務</p> <p>ア 敷金等に係る債権の報告を適正に行うべきもの（こども未来局、都市局）</p> <p>決算の調製に伴い、平成25年5月9日付けで会計室長が依頼した「決算に伴う書類の提出について」によると、財産に関する調書を作成するため、決算年度の歳入に係る債権以外の債権額等について、債権現在額報告書により会計管理者に報告することとされている。</p> <p>しかしながら、事業の用に供する施設等の賃借に係る敷金等については、債権現在額報告書により会計管理者に債権としての報告が行われていないため、財産に関する調書に記載されていなかった。</p> <p>敷金等に係る債権の報告については、適正に行われたい。</p>	<p>敷金等に係る債権については、会計管理者への報告を適正に行うよう所属長から職員に対して周知徹底し、平成25年度決算調製時から債権現在額報告書による報告を行っている。</p>